

岩手県告示第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、矢巾町から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

令和2年2月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1(1) 種類 地区計画等（地区計画）
 - (2) 名称 西郷地区地区計画
- 2(1) 種類 地区計画等（地区計画）
 - (2) 名称 高田地区地区計画
- 3(1) 種類 地区計画等（地区計画）
 - (2) 名称 広宮沢第二地区地区計画
- 4(1) 種類 地区計画等（地区計画）
 - (2) 名称 藤沢地区地区計画
- 5(1) 種類 地区計画等（地区計画）
 - (2) 名称 岩手医科大学地区地区計画
- 6(1) 種類 地区計画等（地区計画）
 - (2) 名称 矢幅駅前地区地区計画